

総合事業者保険（雇用リスクに関する補償）の補償内容についてのご案内

（2020年1月1日補償開始契約用）

のご案内では、総合事業者保険（雇用リスクに関する補償）の主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする損害の概要
1	損害賠償金	<p>日本国内でなされた「不当雇用慣行」(※1)または「第三者ハラスメント」(※2)を原因として、保険期間中に、被保険者が損害賠償請求された場合の、次の損害に対してお支払する保険金です。 なお、損害賠償請求は保険期間中に初めてなされた時が補償の対象となります。</p> <p>① 被保険者に対する判決または裁定(注1)による損害賠償金 ② 和解金および示談金(注2) ③ ①の判決または裁定により被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費用 (注1) その他類似の公的機関による法的拘束力のある命令を含みます。 (注2) 弊社があらかじめその内容を書面により認めていた場合に限りま。</p> <p>(※1)「不当雇用慣行」の定義 過去、現在または将来における、記名被保険者との雇用関係に関する次の事由をいいます。 ア、不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(注3) イ、ハラスメント(注4)または名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為もしくはプライバシーの侵害 ウ、不当な差別行為 エ、不当な報復行為 オ、雇用に関してなされた、虚偽または誤解を与える説明 カ、不当に雇用せずもしくは昇進させない行為、就労機会を不当に剥奪する行為、不当に降格させる行為、または従業員を適切に評価しない行為 キ、不当な懲戒行為 (注3) 黙示の契約に対する違反行為を含みます。 (注4) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含むものとし、対価型、環境型またはその他であるかを問いません。</p> <p>(※2)「第三者ハラスメント」の定義 役員または従業員が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または役員または従業員としての地位に関連して、「個人」(記名被保険者の役員および従業員以外の個人をいいます。)に対して行ったハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含むものとし、対価型、環境型またはその他であるかを問いません。)または名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為もしくはプライバシーの侵害をいいます。</p>
2	防衛費用	<p>損害賠償請求に関する調査、交渉、争訟(注5)に関して生じた費用(注6)であって、当社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認められたものをいいます。ただし、記名被保険者の役員および従業員に対する賞金、給与、賞与その他の報酬ならびに損害賠償請求がなされる前に発生した費用を除きます。 (注5) 訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。 (注6) 弁護士費用を含みます。</p>
3	事業主相談費用 (1連の相談につき100万円限度)	<p>日本国内で「不当雇用慣行」(※1)または「第三者ハラスメント」(※2)があったとして、社外の労働組合、弁護士、社会保険労務士、労働局または労働基準監督署から申立てを受け、記名被保険者が保険期間中に行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用(注7)として弁護士に対して支出した費用であって、弊社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認められたものをいいます。 ただし、顧問料(注8)および損害賠償請求に関わる交渉等に要する費用を除きます。 (注7) 相談費用、着手金、報酬金等を含みます。 (注8) 弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。</p>

※ 損害賠償金、防衛費用、事業主相談費用を全て合算して、ご契約時に設定いただいた保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、事業主相談費用については1連の相談につき100万円限度となります。

お支払いの対象とならない損害

損害には、次のものは含まれません。

- ① 罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(注9)の加重された部分、税金、被保険者が法的支払義務を負わないもの、および法律上保険が適用できないとされる事由によるもの
- ② 福利厚生給付または福利厚生給付に相当する額
- ③ 労災補償、療養補償、障害者補償、解雇予告手当、解雇手当、失業手当、雇用保険、退職金、退職手当、超過勤務手当、社会保険法上の給付その他これらに類似するものに関し、記名被保険者が従業員または個人に関して負担し、または従業員もしくは個人に対して支払うべきあらゆる法令上または契約上の義務に基づく記名被保険者の負担金
- ④ 労働の対価として従業員に対して支払うべき賞金、給与、賞与その他の報酬(注10)
- ⑤ 個人または個人を雇用する法人等の報酬および得べかりし利益
- ⑥ 障害者に対する建物もしくは施設または提供されるサービスへのアクセスもしくは利便性を向上させるために行われる建物または施設の改修または変更に関し、被保険者が負担する費用
- ⑦ 不当雇用慣行に関する教育、矯正、啓発等を目的とするプログラム、方針またはセミナーに関し、被保険者が負担する費用
(注9) これに類似するものを含みます。
(注10) 不当雇用慣行により支払われなかったものを除きます。